

埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に関する実習受入協力事業所（以下「協力事業所」という。）の登録について、その取扱いを定めることを目的とする。

(協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は、次の（１）及び（２）に掲げる基準を全て満たすものとする。

（１）次の①から②のいずれかに該当する事業所

①特定事業所加算を取得している事業所

②主任介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業所（特定事業所加算未取得事業所）

（２）埼玉県（以下「県」という。）又は市町村が実施する指導監督において、改善勧告を受けたことがないこと。

(協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は、受講者から受入依頼があった場合は、原則として受け入れることとする。

(登録の期間)

第4条 登録期間は、第6条に規定する埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書（様式第2号）の交付日から1年間とする。

ただし、期間満了の2か月前までに協力事業所から何らの意思表示がないときは、同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(登録の申請)

第5条 登録を希望する事業所は、指定の期日までに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（様式第1号）を県に提出するものとする。

(登録の承認、不承認)

第6条 県は、前条により登録希望事業所から申請を受けた場合、第2条に規定する要件を確認し、承認の可否を埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、登録内容のうち実務研修の運営に必要な情報については、実務研修指定実施機関及び研修受講者に提供できるものとする。

(登録の変更)

第7条 協力事業所は、第6条の規定により承認を受けた内容に変更が生じた場合、速やかに介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(登録変更の承認)

第8条 県は、前条により協力事業所から登録変更申請を受けた場合、第2条に規定する要件を確認し、承認の可否を埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(登録の取下げ)

第9条 協力事業所は、第6条又は第8条の規定により承認を受けた登録の要件を満たすことができなくなった場合、速やかに埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届(様式第5号)を県に提出するものとする。

(登録取下げの承認)

第10条 県は、前条により登録事業所から取下届を受理した場合、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届受理通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(登録の取消し)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができるものとし、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 申請に虚偽があった場合
- (2) 登録要件を満たさなくなったことが明らかになった場合

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から適用する。